

平成28年第1回宇佐市教育委員会会議録

平成28年1月28日午後2時00分、宇佐市教育委員会を宇佐市教育委員会2階会議室に招集した会議は次のとおりです。

- ・出席委員
委員 長 秋吉 禮子
委員 長職務代理 松永 建比古
委員 佐藤 修水
委員 矢野 省三
教育 長 近藤 一誠

- ・欠席委員 なし

- ・説明のため会議に出席した職員
教育次長兼管理課長 辛島 文昭
学校教育課長 川島 数志
社会教育課長 佐藤 良二郎
図書館長 佐藤 久
学校給食課長 荒牧 巖

- ・本会議の書記
管理課管理係主幹（総括）向 英子

◎附議事項

- 議第1号 宇佐市公立学校適正規模検討委員会設置要綱の一部改正について (管理課)
- 議第2号 宇佐市立学校教育施設整備計画等検討委員会設置要綱の一部改正について (管理課)
- 議第3号 宇佐市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要綱の一部改正について (学校教育課)
- 議第4号 指定校変更について (学校教育課)
- 議第5号 宇佐市平和ミュージアム（仮称）建築設計事業者選定審査会設置要綱 (社会教育課)
- 議第6号 宇佐市平和ミュージアム（仮称）建築設計事業者選定審査会委員の委嘱について (社会教育課)

◎報告事項

- (1) 平成27年12月第5回宇佐市議会定例会における教育委員会関係の
一般質問について (教育次長)
- (2) 「豊前岩戸神楽」及び「長洲の初盆行事」の国指定等について
(社会教育課)
- (3) 2月の行事等の予定について (各課)

(開始 午後2時00分)

委員長 平成27年第14回宇佐市教育委員会会議録を承認後、開会を告げる。

(開会 午後2時05分)

委員長 議第1号宇佐市公立学校適正規模検討委員会設置要綱の一部改正について管理課に説明を求める。

教育次長 議第1号宇佐市公立学校適正規模検討委員会設置要綱の一部改正についてご説明いたします。2Pをごらんください。提案理由でございますが、平成27年1月に文部科学省より「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が示されました。このことにより、平成27年度から公立学校の適正規模及び適正配置等に関する検討委員会を開催する必要がありますので、本要綱を実際の実務に即した改正を行うものです。

(要綱改正の内容について説明する)

教育長 補足説明をさせていただきますが、この宇佐市公立学校適正規模検討委員会設置要綱は平成17年に合併した時にはすでに制定されておりました。要綱そのものはあったのですが、10年間始動していませんでした。今回文部科学省の方から、公立学校の適正規模・適正配置についての定義が示され、これに沿った形で今回検討委員会を開催していくことになります。

委員長 何か質問はないか。異議がないので議第1号宇佐市公立学校適正規模検討委員会設置要綱の一部改正については、承認し、次に議第2号宇佐市立学校教育施設整備計画等検討委員会設置要綱の一部改正について管理課に説明を求める。

教育次長 議第2号宇佐市立学校教育施設整備計画等検討委員会設置要綱の一部改正についてご説明いたします。3Pをお開き下さい。提案理由でございますが、宇佐市立小学校の適正規模については、今

後「宇佐市公立学校適正規模検討委員会」において調査、研究を行うよう、要綱の一部を改正する予定であるということで、「要綱名称」及び「設置」、「所掌事務」の文言から、小学校の適正規模についての事項を削除するものです。

(要綱改正の内容について説明する)

委員長 何か質問はないか。異議がないので議第2号宇佐市立学校教育施設整備計画等検討委員会設置要綱の一部改正については、承認し、次に議第3号宇佐市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要綱の一部改正について学校教育課に説明を求めらる。

学校教育課長 議第3号宇佐市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要綱の一部改正についてご説明いたします。4Pをご覧ください。提案理由につきましては、本要綱は、学校職員が公務による旅行、いわゆる出張に自家用車を使用する際に必要な事項を定めております。運用通知の中で実用化されている条項と様式の見直しを今回行うというものです。

(要綱改正の内容を説明する)

委員長 出張とは部活のほかに具体的にどのような時が考えられるのか。
学校教育課長 教職員は全員、出張の場合は自家用車を使用しております。7Pの旅行命令簿兼自家用車使用承認簿を毎回提出します。児童生徒を連れて行く場合というのは主に部活動ですが、例えば小規模校で合同学級をする際に、子どもを輸送して一緒に図工をするというような場合にもこの要綱が活用されます。

委員長 子どもを病院に連れて行く場合は別になるのか。
学校教育課長 それはなるべく救急車またはタクシーといった公共の交通機関を利用することにしております。

委員 児童・生徒同乗計画書の保護者の同意書というのは、決まった様式があるのか。また、それはその都度もらうのか。

学校教育課長 特に決まった様式はありません。市では定めておりませんが、学校毎にだいたい形式が定まっております。また、「前項に規定する同意書については、年度分として取得している場合にあっては、その都度の添付を省略することができる」とありますので、年度当初に出しておけば、毎回同意書を添付しなくても承認をいたします。

委員 同意書の様式が学校毎にある程度定められているということだが、どこまで同意するのかという文言が非常に肝心だと思う。同意の内容を決めておく必要があるのではないか。違う学校の子どもたちと一緒にの車に乗せることがあった場合、同意書の内容によって、

食い違いが起こることもあり得るので、ある程度の統一が必要ではないか。

学校教育課長 場合によっては同意書の様式もこれに追加する必要があるかもしれませんが、そこは確認をさせていただきます。

委員長 他に質問はないか。異議がないので議第3号宇佐市立学校職員の公務旅行における自家用車使用に関する取扱要綱の一部改正については、承認し、次に議第4号指定校変更について学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第4号指定校変更についてご説明いたします。10Pから14Pまでをご覧ください。今回、新小学校1年生2人、新小学校2年生6人、新小学校3年生6人、小学校4年生1人、新小学校5年生1人、小学校5年生1人、新小学校6年生1人、小学校6年生1人、新中学校1年生2人、新中学校2年生1人の計23人の指定校変更でございます。

なお、登下校においては、保護者が責任を負うこととなります。
(変更理由などは議案に記載)

委員長 何か質問はないか。異議がないので議第4号指定校変更については、承認し、次に議第5号宇佐市平和ミュージアム(仮称)建築設計事業者選定審査会設置要綱及び議第6号宇佐市平和ミュージアム(仮称)建築設計事業者選定審査会委員の委嘱について社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 議第5号宇佐市平和ミュージアム(仮称)建築設計事業者選定審査会設置要綱及び議第6号宇佐市平和ミュージアム(仮称)建築設計事業者選定審査会委員の委嘱についてご説明いたします。15Pをお開き下さい。この要綱の目的は、宇佐市平和ミュージアム(仮称)建築設計業務の事業者をプロポーザル方式により選定するにあたり、その手続きを中立かつ公正に選定するため、宇佐市平和ミュージアム(仮称)建築設計事業者選定審査会を設置するということでございます。プロポーザル方式というのは、建築物の設計者を選定する際に複数の者に目的物に対する企画を提案していただいて、その中から優れた提案を行った者を選定するという方式でございます。内容としては第2条にありますように大きく3点ありまして、1点目が宇佐市平和ミュージアム(仮称)建築基本設計・実施設計業務事業者選定実施要領並びにその審査基準及び審査方法等の決定に関すること、2点目が提案書の審査及び受託候補者の選定に関すること、3点目がその他設計事業者の選定に関し必要な事項を行うということでございます。組織としましては、選定審査会は委員5人以内をもって組織するという

ことで、学識経験者と行政機関代表を委嘱する予定でございます。16Pに議第6号としまして、審査会委員の委嘱についての提案がございます。学識経験者が3名、行政関係者が2名で、任期は平成28年2月1日から6月30日まででございます。任期が6月30日までというのは、この事業自体が平成28年度から平成30年の3月末までを契約期間と考えており、2月1日から6月30日までの間に設計事業者をプロポーザル方式で選定いたしまして、6月の初めの契約を予定しています。ご審議のほどよろしくお願いたします。

委員 長 何か質問はないか。異議がないので議第5号宇佐市平和ミュージアム（仮称）建築設計事業者選定審査会設置要綱及び議第6号宇佐市平和ミュージアム（仮称）建築設計事業者選定審査会委員の委嘱については、承認し、次に報告第1項の平成27年12月第5回宇佐市議会定例会における教育委員会関係の一般質問について教育次長に説明を求める。

教育次長 平成27年12月第5回宇佐市議会定例会における教育委員会関係の一般質問についてご説明いたします。

（教育委員会関係の一般質問について説明をする）

委員 長 次に報告第2項の「豊前岩戸神楽」及び「長洲の初盆行事」の国指定等について。

社会教育課長 「豊前岩戸神楽」及び「長洲の初盆行事」の国指定等についてご説明させていただきます。28Pをご覧ください。まず、1点目「豊前岩戸神楽」がこの度、国指定重要無形民俗文化財に指定される運びとなりました。「豊前岩戸神楽」という名称ですが北は北九州市、南は宇佐市、いわゆる旧豊前国一帯に分布している神楽でございます。豊前市に求菩提山という修験で有名な山がありますが、修験道の影響が非常に強い神楽と言われております。大分県内は中津と宇佐になりますが、院内町の十ヶ平神楽と日岳神楽、この2社が既に県指定の無形民俗文化財になっておりまして、これを豊前岩戸神楽国指定重要無形民俗文化財ということで指定を受けることになりました。中津には植野神楽、豊前蛸瀬神楽、福島神楽というのがあり、大分県内からはこの5社が国の指定を受けることとなります。この指定についてはそれぞれの神楽社が個別に受けるのではなく、大分県豊前神楽保存連合会を結成し、これに加盟をします。豊前神楽が国指定の重要文化財になりますので、大分県側は大分県豊前神楽保存連合会、福岡県側は福岡県豊前神楽保存連合会とそれぞれ組織があり、そこに加盟した神楽社が国指定重要無形民俗文化財となります。宇佐市内には他

にも高家神楽、麻生神楽、北山神楽、安心院神楽と4つありますが、高家神楽が無指定になっている他は、北山神楽と安心院神楽が宇佐市指定の無形民俗文化財、麻生神楽が宇佐市選択の無形民俗文化財になっております。選択というのは指定よりも一つランクが下という形で捉えてもらおうと良いと思います。それぞれ豊前神楽保存連合会に順次加盟すれば、必然的に国の指定を受けたと同様の形になっていきますので、そのような運動を今後行っていくと考えております。2点目の「長洲の初盆行事」は国の選択民俗文化財に選択される見込みとなっております。長洲には独特な御殿灯籠というのがあり、初盆の家庭に御殿灯籠を作り墓地に持って行き火をつけて燃やすと。そういった仏を供養する独特の風習があります。今のような御殿灯籠になったのは戦後と言われており、起源についてははっきり分かっておりませんが、この御殿灯籠が国の選択の無形民俗文化財になるということでございます。3点目の経過及び今後の流れですが、「豊前岩戸神楽」と「長洲の初盆行事」については3月末ごろに国の官報告示がありまして、この官報に載れば正式に指定・選択となります。4点目に大分県選定保存技術ということで、その保持者として山香正さんが選定される予定です。山香さんは宇佐神宮等にありますが、檜皮屋根の檜皮葺きと檜皮を作る技術の両方を保持しておりまして、この度大分県選定の保存技術として、この技術が選定される見込みとなっております。2月下旬に大分県の教育委員会で議決をされたのちに大分県報で告示されれば正式な選定となります。この県の選定保存技術というのは山香さんが大分県内で初めてということですので。以上です。

教 育 長
社会教育課長

指定と選択、選定の違いについて説明をお願いします。

指定・選択・選定という3通り出ましたが、一番ランクが上なのが指定です。指定されると、しぼりがきつい代わりに手厚い補助が受けられます。指定になる前の段階が選択であり、選択になると記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財となりますのでビデオに撮ったりして記録する必要がある場合にその記録に関わる分の補助は受けられるということです。指定の場合、例えば神楽であれば衣装や太鼓等の修繕や新規の購入に補助を受けられますが、選択の場合は記録のみです。記録が必要となった時に、その補助が受けられるということです。選定というのは、基本的に補助はないのですが、特殊な技術ということで県や国からその技術が認められたということになります。

委 員

これは豊前の神楽だから大分県と福岡県がまたがっていますよね。

福岡県主導で進んだのですか。

社会教育課長 経緯のところは少しございますが、最初は福岡県側から事が始まっております。いろいろ調べていたら大分県にも広がっているということで、同じ豊前神楽なのに福岡県だけが指定を受けるのはおかしいということになりまして、大分県側も含めた申請に至りました。

委 員 員 後継者不足の問題もありますよね。指定を受ける以上、やはりこれから後継者をどう育てるかという課題があると思います。

社会教育課長 指定を受けた場合、継承や後継者育成についても補助を受けられることになっております。大分県豊前神楽保存連合会に中津や宇佐の神楽社が加盟しておりますので、その中でしっかり神楽の技術等を継承していけるようになればと思っております。

委 員 長 次に報告第3項の2月の各課の行事等の予定について。

教育次長 主に教育長が出席する行事でございます。2月1日、3日、5日、8日に当初予算市長査定がございます。2日は管理課、学校教育課及び社会教育課の事業を対象とした会計検査院実地検査がございます。管理課につきましては耐震化で、校舎・体育館を建設しておりますのでそれが対象となっております。4日は教委定例課長・総括会議、チャレンジデー実行委員会、6日は健康チャレンジ報告会がございます。16日は教委定例課長会議、定例記者会見がございます。17日は第1回宇佐市公立学校適正規模検討委員会を開催いたします。29日に定例教育委員会を予定しております。以上でございます。

学校教育課長 2月2日は会計検査院実地検査です。8日は第2回宇佐市立学校総括安全衛生委員会、9日、10日にかけて中津教育事務所校長人事ヒアリングが行われます。10日の午後は第2回学力向上検証会議が行われます。12日は第2回宇佐市特別支援教育連携協議会が行われます。今年度の特別支援教育の進捗状況等取り組みについてのご意見をいただく会であります。15日は校長・所長会、16日は第1回宇佐市いじめ問題対策連絡協議会、17日は教頭会、宇佐市学校支援センター連絡協議会が行われます。以上です。

社会教育課長 2月2日は会計検査院実地検査です。3日は第3回長洲公民館建設懇話会、5日は第4回宇佐海軍航空隊跡整備計画検討委員会を開催する予定としております。15日は進路保障連絡協議会が行われます。人権関係になるんですが、小中高の人権担当の教職員及び社会教育指導員と行政が入っての協議会でございます。18日は第4回宇佐市文化財調査委員会、26日は第1回平和ミュー

ジウム建築設計事業者審査会を開催する予定にしております。以上でございます。

図書館長

1月31日から2月29日まで「宇佐美術協会作品展」をエントランスで行っております。2月27日から3月30日にかけて「宇佐の生物多様性写真展」もエントランスで行う予定です。3日は大分大学高等教育開発センターの方が訪問調査に来られる予定になっております。15日、図書館自体は休館日ですが、県公立図書館等職員研修会が開催され、資料の保存関係の研修に10名ほど参加する予定になっております。24日は大分県先哲資料館で史料撮影技術講習会が行われ、司書の中から参加する予定となっております。25日は月末図書整理日で休館日となっております。27日は図書館開館の記念行事として、研修室でボランティアの方を集めてパネルシアターの研修を行います。また、一般の親子連れを対象にしたおはなし会を実施する予定になっております。以上です。

学校給食課長

2月4日は宇佐給食センターで2学期分の宇佐学校給食運営委員会監査があります。5日は横山小学校と高家小学校でPTA試食会が行われ、各学年にPTAの方が入り、児童と一緒に喫食します。12日の安心院・院内地域のふるさと給食の日で、深見小学校はすっぽん交流会を行う予定にしております。16日の第2回宇佐学校給食運営委員会では、アレルギーの対応食について協議する予定です。18日、19日の宇佐地域のふるさと給食では、地たこのからあげ等を出す予定にしております。以上です。

委員長

何か質問はありませんか。

委員

質問なし。

委員長

ないようですので、次に次回教育委員会の日程について。

事務局

次回教育委員会の日程についてですが、教育委員会行事等を勘案しまして、2月29日月曜日の午後2時00分から宇佐市教育委員会2階会議室で開催したいと思っておりますが、如何でしょうか。

委員長

2月29日月曜日の午後2時00分からでよろしいですか。

委員

異議なし。

委員長

異議がないので、次回教育委員会は2月29日月曜日の午後2時00分から、宇佐市教育委員会2階会議室で開催します。

委員長

各委員に諮り確認のうえ、第1回教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後3時50分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。